

「横須賀市 週休2日確保工事」 Q & A

(建築工事・建築設備工事)

実施要領・定義について

Q1：降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日(現場休息日)として認められますか。

A：降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日（現場休息日）として扱います。

Q2：実施要領4（8）「現場閉所日」のただし書きの「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業ですか。

A：具体的には次の作業が考えられます。

- ① 現場内の定期的な巡回パトロール
- ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ④ 現場内の交通誘導警備
- ⑤ 会議出席（施設管理者・発注者・工事監理者・関連工事受注者等との会議）

Q3：週休2日の確保を理由に、工期延期は認められますか。

A：単に週休2日の確保のみを理由とした工期延期は認められませんが、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延期について、発注者と協議してください。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q4：工期延期した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A：工期延期した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延期されます。延期した期間も含め、実施要領4「用語の定義」に示す内容に基づき、週休2日の取組を実施してください。

Q5：確保工事の対象外となる工事を教えてください。

A：原則、全ての工事が対象となりますが、確保工事の対象外となるのは次のとおりです。

<対象外工事>

- ① 特に緊急を要する災害復旧工事

② その他、対応が困難と発注者が判断した工事

Q6：工事途中に月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費の減額や工事成績評定の減点は行われますか。

A：発注者指定型で、工事途中に月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員と協議してください。月単位の週休2日未達成の場合、経費補正分を減額します。

また、工事成績評定の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

Q7：実施要領4（3）「受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A：次のような作業を行う場合が考えられます。

- ・ 占有者（電気・ガス・水道等）や行政機関等との調整に伴い、土日に行う作業
- ・ 住民対応などで、土日に行う作業（例：学校運営上の都合により建物管理者から休日施工を要望されて土日に作業する場合など）など

Q8：午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日（現場休息日）として扱えますか。

A：実施要領4（8）「現場閉所日」、4（9）「現場休息日」のとおり、一日を通して現場作業がない日を「現場閉所日」、「現場休息日」と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日（現場休息日）として扱いません。

Q9：実施要領4（7）「工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業」とは、具体的にどのような作業ですか。

A：次のような作業が考えられます。

- ・ 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のための土砂撤去等の復旧作業など）

Q10：現場内で災害の発生が予想されるため、予防作業を週末（土曜日又は日曜日）に行う場合の対象期間の考え方について教えてください。

A：工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間などの工事を行った場合であって、当該工事における発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議した上で対象期間から除くこととします。

対象期間から除かれる日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休日を確保する必要はありません。また、「完全週休2日」への影響もありません。

Q11：占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事と調整した結果、土曜日又は日曜日に、発注者からの指示で作業を行う必要が生じた場合は、どの様に休日を確保すればよいでしょうか。

A：受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を設ける必要があります。

Q12：降雨で休工とした平日の振替として、週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合の考え方について教えてください。

A：週末（土曜日及び日曜日）に作業を行う場合があったとしても、実施要領4（7）「対象期間」内の全体において、現場閉所（現場休息）割合が28.5%（4週8休）を達成し、かつ全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が4週8休以上となる場合には、実施要領4（2）「月単位の週休2日」の達成となります。

なお、週末（土曜日・日曜日）に一度でも工事を実施した場合は、発注者の指示で実施した場合を除き、実施要領4（3）「完全週休2日」は未達成となります。

Q13：祝日はどのように取り扱えばよいですか。

A：祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所（現場休息）扱いとします。

Q14：令和8年4月以前の契約工事で、令和8年5月以降も継続して施工する工事については、新たな試行要領が適用されるのでしょうか。

A：令和8年4月27日以降に入札等手続きを開始した確保工事（一般競争入札においては令和8年5月18日以降に公告した確保工事）並びに令和8年4月27日以降に工事請負契約約款第24条第1項及び同条第6項に基づく請負代金額の変更請求に対応し請負代金額の変更を行う確保工事（経費補正については変更請求時点での残工事分に限る。）に、新たな実施要領が適用されます。

Q15：分離発注工事の現場閉所（現場休息）率の計算はどうなりますか。

A：分離発注工事(A、B、C 3社)で下記表の現場閉所（現場休息）の場合、以下になります。

A社：現場閉所（現場休息）率 = 3日 ÷ 15日 = 20%

B社：現場閉所（現場休息）率 = 5日 ÷ 15日 = 33.33%

C社：現場閉所（現場休息）率 = 4日 ÷ 15日 = 26.67%

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
A社		閉所						休息	閉所							3日
B社	休息	閉所							閉所	休息					休息	5日
C社	休息	閉所						休息	閉所							4日

提出書類について

Q16：現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙1】は、いつ提出すればよいですか。

A：当月の現場閉所（現場休息）実績については、翌月の5日までに、監督員に1部提出してください。

また、現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙2】は、基本的に工事完成日の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）までに提出してください。

Q17：現場完成日がしゅん工届提出日の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）より後になってしまう場合は、「現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙2】」の提出は、現場完成日以降でも良いですか。

A：【別紙2】の提出は、しゅん工届提出日の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）とし、その翌日から現場完成日までの現場閉所（現場休息）の計画を記載した「現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙1】」も併せて提出してください。

また、しゅん工届提出の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）より前の時点で、対象期間全体の現場閉所（現場休息）実績が4週8休以上になることが確定した場合には、確定した時点で【別紙2】を提出することができます。

Q18：現場閉所（現場休息）実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A：現場閉所（現場休息）実績の確認書類として、現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙1】、現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙2】及び週間工程表を提出してください。

Q19：アンケートの提出は必要でしょうか。

A：アンケートは、令和7年7月28日の要領改訂によって廃止しました。